お申し込み方法

1.参加申込書をご送付ください
同梱の参加申込書をFAXまたは郵送にて下記近畿日本ツーリスト㈱トラベルサービスセンター東日本までお送り下さい。

2.お振込みください
申込書の送付後、5営業日以内にお申込金としてお一人様あたり50,000円を下記口座へお振込みください。
三井住友銀行　近畿第一支店
（普通）4953659
口座名:近畿日本ツーリスト株式会社

3.今後のご案内
弊社より手続き書類を送ります。返送していただいた内容に基づき、後日、旅行代金残金をご請求いたします。

4.最終のご案内をお送りします
最終のご案内（最終日程表）をご出発7日前までにお送りいたします。

書類返送先および渡航手続きのご案内＜旅行に関する問合せ・お申込み先＞

近畿日本ツーリスト株式会社 トラベルサービスセンター東日本
〒160-0023　東京都新宿区西新宿8-14-24　西新宿KFビル3階
本ツアーに関するお問合せTEL **0570-064-826**　お申込み書送付先FAX **03-6730-3230**
営業日・営業時間/月～金09:30～17:30（土・日・祝日はお休み）※お取り消し・ご変更の連絡日が休業日・営業時間外の場合は翌営業日の扱いとなりますので、予めご了承ください。
総合旅行業務取扱管理者：伊藤義彦、小室智恵子　総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約等に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

旅行条件書

■旅行代金に含まれるもの
イ.航空運賃:全行程エコノミークラス団体航空運賃
(この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金を含みません。付加運賃・料金とは原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものです。)
ロ.宿泊料金:旅行日程に明示したホテルの宿泊料金及び税・サービス料金(2名1室ツイン利用・バストイレ付)
ハ.食事料金:朝3回・昼2回・夕3回(食事の際のドリンク代除く)
ニ.観光料金:専用バス、ガイド料金
ホ.手荷物料金:お1人様1個の手荷物(利用航空会社の規定による)
ヘ.添乗員費用　ト.団体行動中の税金・チップ
※上記費用はお客様の都合により一部利用されなくても払い戻しいたしません。
■旅行代金に含まれないもの
上記以外は旅行代金に含まれませんが、
参加に当たって通常必要となる費用を例示します。
イ.超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分について)
ロ.個人的性格の費用上記に含まれない食事代、クリーニング代、電話代
ハ.渡航手続諸費用(旅券印紙・証紙代(5年有効旅券¥11,000、10年有効旅券¥16,000)、渡航手続取扱料金)
ニ.日本国内における自宅から空港発着までの交通費・宿泊費
ホ.一人部屋利用追加代金(45,000円)　(本旅行では相部屋はお受けしておりません。1名・3名のように奇数人数でご参加される場合は、どなたかお一人について一人部屋利用追加代金を申し受けます。)
ヘ.海外旅行傷害保険　ト.航空保険料(280～600円)　チ.台湾空港税(2000円)
リ.国内空港施設使用料(成田:2,090円、関西:2,730円)、空港旅客保安サービス料(成田:520円、関西:310円)
ヌ.運送機関の課す付加運賃・料金(燃油サーチャージ)(目安:2,000～3,000円　2017年7月11日現在)
上記の日本円換算額は2017年7月11日の三菱東京UFJ銀行の店頭売り渡し電信送金レート(1台湾ドル=3,72円、1ドル=114,72円)を基準に算出しています。航空会社の定める付加運賃・料金が変更された場合は、増額になった際には不足分を追加徴収し、減額になった際には差額を返金いたします。為替レートの変動により過不足が生じた場合、精算いたしません。
■燃油サーチャージ、航空保険料について
※航空会社の定める燃油サーチャージが増額されても増額分を徴収いたしません。また減額されても減額分の払い戻しもしません。
※日本円換算額は2017年7月11日の三菱東京UFJ銀行の店頭売り渡し電信送金レート(1台湾ドル=3,72円、1ドル=114,72円)を基準に算出しています。
※為替レートの変動により過不足が生じた場合、精算いたしません。
■お申込み
(1)申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。
お客さまがご旅行中込書にお客さまのローマ字を記入される時は旅券に記載されているとおりにご記入ください。お客さまの氏名が誤って記入された場合には航空券の発行替えしのほか、宿泊機関等への連絡が必要となります。この場合、当社はお客さまの交替の場合に準じて交替手数料(「■お客さまの交替」に記載)をいただきます。なお、運送・宿泊機関により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合、所定の取消料(「■取消料のかかる場合」に記載)をいただきます。また、氏名の他に性別、年齢、国籍などが違った場合も同様となりますので、ご注意をお願いいたします。
(2)電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合は当社は予約がなかったものとして取り扱います。(キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします)
(3)お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨説明し、お客さまの承諾を得て、お客さまが「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。(以下「ウエイティング登録」といいます。)その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受ります。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客さまから「ウエイティング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期限までに結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払い戻します。なお、「ウエイティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。
(4)旅程上実際に利用できない複数の予約(以下「重複予約」といいます。)は、「ウエイティング登録」の場合を除いてご遠慮いただきますようお願いします。「重複予約」をされますと、航空会社・宿泊期間などの予約管理方針により、航空会社・宿泊期間などの定める基準に従って、「重複予約」の一方が自動的に取消となり、ご予約が取消される場合がございます。
(5)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後にそれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。)あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
(6)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更することを等々をお願いすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただくことがあります。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。
(7)当社は、旅行中のお客さまが疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客さまの負担とし、お客さまは当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければなりません。
(8)15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。(但し一部のコースを除きます。)15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。
(9)本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
(10)通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
①当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けることより下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等で応じない場合もあります。
②通信契約の申込みに際し、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
③通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。
(11)当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
①他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。
②お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であると認められるとき。
③お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
④お客さまが流説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
(12)その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。
■お客様が出発までに実施する事項
海外安全情報について
渡航先によっては、外務省より「海外安全情報」等、国又は地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。詳しくは以下をご確認ください。
外務省　海外安全ホームページ　http://www.anzen.mofa.go.jp/
外務省　海外旅行登録「たびレジ」　https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/
外務省　領事サービスセンター(海外安全相談班)　03－5501－8162
渡航先に「海外安全情報」が発出された場合の取扱について
レベル1:「十分注意してください。」
イ　通常通り催行いたしますが、当社にて海外安全情報の書面をお受け取りください。
ロ　契約成立後に取消された場合には、パンフレット内に定める取消料をお支払いいただきます。
レベル2:「不要不急の渡航は止めてください。」
イ　原則催行いたしませんが、当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、催行いたします。その場合の対応は以下です。
ロ　当社は海外安全情報の書面を受け、危険回避措置に関する説明を行います。
ハ　同一商品企画内かつ一定の条件の範囲内で、方面又は出発日を変更して参加していただく場合、従前の旅行に係る取消料は収受いたしません。
ニ　ご参加を取りやめる場合、契約に従い取消料をお支払いいただきます。ただし、目的とする観光地に行けないなど旅行内容に重要な変更(第2項の表の左欄に掲げるもの)が生じた場合は、取消料を収受いたしません。
ホ　渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。
レベル3:「渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」
レベル4:「退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」催行を中止いたします。
■旅行代金・追加旅行代金
申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいい、追加代金とは、1人部屋追加代金、ビジネスクラス追加代金、延泊による宿泊代金等をいいます。
■旅行契約内容・代金の変更
(1)当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。要しも軽減情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。
(2)複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。
■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)
お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって			
※ピーク時のみ 40日～31日前	30日前～3日前	旅行開始日の前々日以降～旅行開始当日当日	旅行開始後又は無連絡不参加
10%	20%	50%	100%

※ピーク時とは12/20～1/7、4/27～5/6、7/20～8/31をいいます。
①当社責任とならない、ローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。
②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。
■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)
下記の場合は取消料はいただきません。(一部例示)
①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1～8に定める事項をいいます。
②旅行代金が増額されたとき。
③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。
■旅程保証
旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの料率(%) 旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入館する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い利金クラスのへの変更(運賃等後の等級及び設備の利金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる変更への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における運行便の乗降便又は経由地の変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、眺望その他の実質的条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。■お客様の責任
お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。
■お客様の交替
お客様は当社が承諾した場合、交替に要する実費(下記参照)および手数料として1万円をお支払いいただくことにより交替することができます。
(1)エコノミークラス利用の場合
(上位クラスへ変更の場合も適用)また下記(　)はこども。
北米(ハワイ含む)・中南米・ヨーロッパ(ロシア除く)・
アフリカ・中東　17,500(13,200)円
アジア(韓国除く)・ロシア・ミクロネシア・
オセアニア・南太平洋・中国　10,000(7,500)円
韓国　6,000円(4,500)円
(2)ビジネスクラス/ファーストクラス利用の場合
全方面　1,000円(大人・こども共通)
※航空会社により上記金額と異なる場合がありますが、その場合は別途明記いたします。
■当社による旅行契約の解除
次の場合当社は旅行契約を解除することがあります(一部例示)
①お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目(ピーク時は33日目)に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
②旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき　③申込条件の不適合
④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。
⑤お客様が■お申込み(11)①から④のいずれかに該当することが判明したとき
■当社の責任
当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。
■お買い物案内について
お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税品い関しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内捕獲法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。
■事故等のお申出について
旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)
■個人情報の取扱いについて
イ.当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまの連絡や運送・宿泊機関等(海外の機関等を含む)の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。また、旅行先でのお客さまのお買い物等の便宜のため、お客さまのお名前、パスポート番号およびお搭乗される航空便等に係る個人情報を、電子的方法等で海外免税店等の事業者に提供いたします。
お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。
ロ.当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。
住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス、旅券番号
ハ.上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。
■募集型企画旅行契約約款について
この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、ご請求ください。近畿日本ツーリスト株式会社ホームページhttp://www.kntour.co.jpからご覧になれます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面ではありません。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条のＭに沿ったする契約書面の一部になります。
●旅券・査証について(日本国籍の方)
1.旅券(パスポート):
この旅行には有効期間が入国時3ヶ月以上十滞在日数以上残っている旅券が必要です。
2.査証(ビザ):
日本国籍の方は入国に際し、査証は不要です。
現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証申請はお客様の責任で行ってください。日本国籍以外の方は、自国・渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。
■渡航手続き代行について
この旅行の参加にあたっては、旅券(パスポート)の他に、台湾の入国記録書及び日本の税関申告書が必要ですが、これらの作成手続きを代行することができます。代行を希望される場合の料金は下記のとおりです。
台湾の入国記録書および日本国税関申告書作成代行(旅券の有効性の確認代行含む)…　4,320円
※上記金額には、消費税(8%)が含まれております。
■確定日程表
確定した航空機の便名や宿泊ホテル名が記載された確定日程表に、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込みの場合は、旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

旅行代金算出基準日:2017年7月11日
パンフレット管理番号:044917071006-K-PHP

台中・彩虹谷村(イメージ)
写真提供:台湾観光局

旅行代金　(成田・関西発着) **182,000円**(航空機エコノミークラス・2名1室利用)(お一人様/2歳以上)
※左記旅行代金には、航空保険料(280～600円)、国内空港施設使用料(成田:2,090円、関西:2,730円)、空港旅客保安サービス料(成田:520円、関西:310円)、台湾空港税(2,000円)、燃油サーチャージ(目安:2,000～3,000円　2017年7月11日現在)が別途必要になります。

旅行期間　Aコース／2017年11月15日(水)～18日(土)3泊4日
Bコース／2017年11月16日(木)～19日(日)3泊4日

添乗員　成田:同行いたします。関西:現地係員がお世話いたします。

募集人員　各班60名様(最少催行人員:各班40名様)

申込締切日　A・Bコース共2017年10月6日(金)

食事　朝3回・昼2回・夕3回
※この回数に機内食は含まれません。

一人部屋利用追加代金　45,000円

利用予定日本発着航空会社　チャイナエアライン(CI)、キャセイパシフィック航空(CX)、エバー航空(BR)

企画協力／ニッポン放送　ニッポン放送プロジェクト　協力／Taiwan 台湾観光局　旅行企画・実施／近畿日本ツーリスト

旅行企画・実施
近畿日本ツーリスト株式会社 ECC営業本部 第2営業支店
営業日・営業時間/月～金09:30～17:30(土・日・祝日はお休み)
近畿日本ツーリスト
観光庁長官登録旅行業第1944号
一般社団法人日本旅行業協会正会員　ホント保証会員　旅行業公正取引協議会会員　10450094(06)

※お申込み方法・問い合わせ先は裏面をご覧ください。